



平成 29 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 石原ケミカル株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 時 澤 元 一  
(コード番号 4462 東証第二部)  
問 合 せ 先 経理部長 山 本 直 哉  
(TEL 078-682-2312)

### 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 18 日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 【本資金調達背景と目的】

当社は、自己開発、商品開発、市場開発の「三つの開発」を企業理念とし、ニッチ市場といわれる事業分野で高い市場占有率を維持し、基幹となる 3 つの分野（電子関連分野・自動車用品分野・工業薬品分野）と 4 つの事業（電子関連分野における金属表面処理剤及び機器等、電子材料、自動車用化学製品等、工業薬品）で事業をバランスよく展開し、成長路線の創造のため、世界に通用する製品、技術、サービスを創造・駆使し、グローバル化に対応できる企業をめざし、更なる成長を遂げ、次のステージへの前進を目指してまいりました。そのうち、電子関連分野を重点開発分野と位置づけて事業を展開し、金属表面処理剤においては、鉛フリーめっき液、バンプめっき液、無電解めっき液、銅めっき液など IC 半導体やチップ部品等の各種電子部品に対応しためっき液を開発し市場に導入しております。

今次の調達資金は、半導体等の電子部品関連市場に対応したよりクリーンな生産環境を実現すること及び当社の自動車用化学製品等の安定供給体制を維持することを目的とした当社滋賀工場第一製造所の建替並びに拡大が見込まれる銅ピラー技術やファンアウト技術に対応しためっき液の増産設備のための投資資金を確保するもので、当社の業容拡大と企業価値向上に資するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |  |  |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数   | 当社普通株式 589,700株  |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年8月28日(月)から平成29年8月31日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。  |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額   | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。  |
| (4) 募集方法   | 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。   |
| (6) 申込期間   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。   |
| (7) 払込期日   | 平成29年9月4日(月)から平成29年9月7日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。   |
| (8) 申込株数単位   | 100株   |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 時澤 元一に一任する。 |  |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                                      |  |

### 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 106,300株   |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。   |
| (3) 募集方法       | 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成29年9月4日(月)から平成29年9月7日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 時澤 元一に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 104,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から104,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 時澤 元一に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

### 4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 104,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成29年9月25日(月)
- (6) 払込期日 平成29年9月26日(火)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

な一切の事項の決定については、代表取締役社長 時澤 元一に一任する。

- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

#### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の[主幹事会社/引受人]であるみずほ証券株式会社が当社株主から 104,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、104,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 29 年 8 月 18 日（金）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社に割当先とする当社普通株式 104,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 29 年 9 月 26 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 29 年 9 月 15 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

#### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	7,460,440 株	(平成 29 年 8 月 18 日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	589,700 株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	8,050,140 株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	104,000 株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	8,154,140 株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	106,363株	(平成29年8月18日現在)
(2) 処分株式数	106,300株	
(3) 処分後の自己株式数	63株	

### 4. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限1,246,871,000円について、半導体等の電子部品関連市場に対応したよりクリーンな生産環境を実現すること及び当社の自動車用化学製品等の安定供給体制を維持することを目的として、当社滋賀工場第一製造所の建替のための資金に平成31年3月末までに1,000,000,000円を充当する予定であります。残額については、拡大が見込まれる銅ピラー技術やファンアウト技術に対応しためっき液の増産設備を取得する予定であり、平成32年3月末までにその取得資金に充当する予定であります。

また、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、平成29年8月18日現在（ただし、既支払額については平成29年7月31日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
当社	本社 (神戸市兵庫区)	金属表面処理剤及び機器等、電子材料、自動車用化学製品等、工業薬品	研究開発機器等	126,000	14,024	自己資金	平成29年4月	平成30年3月	(注)2.
	滋賀工場 (滋賀県高島市今津町)	金属表面処理剤及び機器等、電子材料、自動車用化学製品等、工業薬品	機械装置等	271,000	53,670	自己資金	平成29年4月	平成30年3月	(注)2.
	神戸工場 (神戸市西区)	電子材料	機械装置等、研究開発機器等	156,000	12,391	自己資金	平成29年4月	平成30年3月	(注)2.
	滋賀工場 (滋賀県高島市今津町)	金属表面処理剤及び機器等、電子材料、自動車用化学製品等、工業薬品	第一製造所建屋等	1,218,000	—	自己資金、増資資金及び自己株式処分資金	平成30年4月	平成30年12月	(注)2.
	滋賀工場 (滋賀県高島市今津町)	金属表面処理剤	生産設備機械装置等	400,000	—	自己資金、増資資金及び自己株式処分資金	平成30年11月	平成31年5月	(注)2.
	計				2,171,000	80,086			

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算定が困難なため記載を省略しております。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の資金調達を通じて財務体質の強化が図られるとともに、当社の業績向上に資するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 5. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、業績に裏付けられた安定的で継続的な配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を検討するなど弾力的な還元策をはかっていく方針であります。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に基づき配当を決定するものとしております。

### (3) 内部留保資金の用途

内部留保資金の活用については、研究開発や新事業、新技術開発など将来の企業価値を高めるための投資に優先して充当してまいります。

### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり当期純利益	91.84円	72.69円	76.97円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	30.00円 (15.00)	32.00円 (16.00)	32.00円 (16.00)
実績配当性向	32.7%	44.0%	41.6%
自己資本当期純利益率	4.6%	3.5%	3.6%
純資産配当率	1.5%	1.5%	1.5%

- (注) 1. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。  
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首と期末の平均)で除した数値です。  
3. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。  
4. 当社は平成29年3月期より連結財務諸表を作成しているため、平成29年3月期の数値については連結の数値を記載しております。

## 6. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

### (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	1,420円	1,514円	1,372円	1,356円
高 値	1,585円	1,531円	1,438円	1,830円
安 値	1,331円	1,271円	1,241円	1,300円
終 値	1,514円	1,342円	1,355円	1,772円
株価収益率	16.49倍	18.46倍	17.60倍	—

- (注) 1. 平成30年3月期の株価については、平成29年8月17日(木)現在で表示しております。  
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益金額で除した数値であります。当社は平成29年3月期より連結財務諸表を作成しているため、平成29年3月期の1株当たり当期純利益金額については連結の数値を使用しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行及び平成29年6月28日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」等に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。